

平成27年第3回安堵町議会定例会議録

(第2日)

日時 平成27年9月14日(月) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番 増 井 敬 史	2 番 浅 野 勉
3 番 大 星 成 司	4 番 森 田 瞳
5 番 島 田 正 芳	6 番 中 本 幸 一
7 番 植 田 英 和	8 番 岡 田 裕 明
9 番 田 中 幹 男	10 番 福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西 本 安 博	副 町 長 北 田 秀 章
教 育 長 楮 山 素 伸	
統 括 理 事 寺 前 高 見	総務部門理事 兼 総 務 課 長 近 藤 善 敬
民生部門理事 兼健康福祉課長 磯 部 あ さ み	事業部門理事 兼産業建設課長 堀 口 善 友
総合政策課長 富 井 文 枝	税 務 課 長 中 野 彰 宏
住 民 課 長 堀 川 雅 央	人権同和対策課長 大 星 義 博
上下水道課長 石 橋 史 生	会 計 管 理 者 職 務 代 理 者 喜 多 君 美 代

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博	主 幹 辻 井 弘 至
--------------	-------------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 一般会計決算審査特別委員会委員長報告

認定第 1 号 平成 2 6 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 2 特別会計等決算審査特別委員会委員長報告

認定第 2 号 平成 2 6 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3 号 平成 2 6 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 2 6 年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 2 6 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 2 6 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 2 6 年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

第 3 総務産業建設常任委員会委員長報告

議案第 4 号 安堵町防災会議条例の一部を改正する条例について

第 4 文教厚生常任委員会委員長報告

議案第 6 号 安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 9 号 平成 2 7 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について

第 6 一般質問

1 0 番 福井 保夫 議員

- ①. 給食費について
- ②. いじめ問題について

1 番 増井 敬史 議員

- ①. 町の将来人口（定住人口）の目標数について
- ②. 増田レポートについての認識と対応について
- ③. 定住人口増加策について
- ④. 安堵町子ども・子育て支援事業計画について
- ⑤. 当町の地方創生の取り組みについて
- ⑥. 農業振興地域の一部解除について

8 番 岡田 裕明 議員

- ①. コミュニティバスについて

2 番 浅野 勉 議員

- ①. マイナンバー制度の概要と安堵町における個人情報の安全管理対策について

9 番 田中 幹男 議員

- ①. 戦争法案と歴史認識について
- ②. 生活保護の住宅扶助引き下げについて
- ③. 空き家対策について

5 番 島田 正芳 議員

- ①. 小泉苑団地の溢水問題の早期解決にむけて

3 番 大星 成司 議員

- ①. 防犯灯のLED取替事業について
- ②. 人権問題に関する行政の取り組みについて

第 7 議員派遣について

第 8 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

第 9 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

第 11 諸般の報告

議長（森田 瞳） おはようございます。

議会の開会に先立ちまして、先週台風１８号から温帯低気圧に変わった、あと関東地方北部から東北地方にかけて、大雨特別警戒警報が発令され、大雨による甚大なる被害がもたらされました。

土砂崩れや、河川の増水により多くの方が犠牲になりました。お見舞い申し上げます。

いまだ、十数名の行方不明者もおられるということで、一日も早い救助を待つものでございます。

また、東日本大震災からちょうど４年半になります。

改めて亡くなられました方々のご冥福と、これも行方不明者の一日も早い発見を心よりお祈りいたします。

今なお、不自由な生活を強いられていられる皆様方に、お見舞いを申し上げると共に、一日も早い復興を願うものでございます。

議長（森田 瞳） ただ今から、平成２７年第３回安堵町議会定例会再開いたします。

総務理事（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、総務理事。

総務理事（近藤善敬） おはようございます、総務部からお願いでございます。

本日、説明員の人権同和対策課長大星義博は、体調不良のため今会議欠席となります。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 本日の議事は、お手元に配付しております、議事日程に従い進めてまいります。

議長（森田 瞳） 日程第１一般会計決算審査特別委員会委員長報告を議題といたします。

議長（森田 瞳） 去る３日の本会議において、認定第１号平成２６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について、を一般会計決算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

議長（森田 瞳） 一般会計決算審査特別委員会委員長、福井委員長どうぞ。

１０番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井委員長。

（１０番福井保夫議員 登壇）

１０番（福井保夫） おはようございます。

１０番福井でございます。

それでは、

安堵町議会議長 森田 瞳 殿

一般会計決算審査特別委員会委員長 福井保夫

本委員会に、付託された審査について、会議規則第６９条の規定により報告します。

平成２６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について報告します。

９月３日の本会議において、特別委員会に付託されました認定第１号、平成２６年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、去る９月７日に一般会計決算審査特別委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果をご報告申し上げます。

本委員会は、決算状況について、総合政策課長より、決算書と主要な施策の成果をもとに概要説明を受け、慎重に審査をいたしました。

概況に付きまして、歳入総額は、３７億８，３１０万１，６０８円、歳出総額は、３２億４，０５１万５，８２５円であり、歳入歳出差引総額は、５億４，２５８万５，７８３円となっています。

歳入につきましては、歳入総額は、前年度に対し、２億７，５９５万６０８円の収入増となっています。

不納欠損額、４０９万９，３２９円で、内訳としまして、町民税、３０３万２，３２９円、固定資産税、９２万５，４００円、軽自動車税、１４万１，６００円で行政の取り組みが実った結果が見られます。

次に、歳出でございますが、一般会計の歳出決算状況は、予算現額、35億715万1,000円に対する支出総額は、32億4,051万5,825円、前年度に比較して3億8,661万4,286円増となっており、また、翌年度繰越額、5,528万5,000円を差し引いた、不要額は、2億1,135万175円、前年度より9,412万714円増となっています。

総括ですが、特に平成24年に町税等徴収対策室を発足して以来、徴収の努力を非常に一生懸命やっただいており、年々徴収状況の改善が見受けられました。

今後も継続的にやっていただきたいと思います。

以上の結果を持ちまして、本委員会は平成26年度安堵町一般会計歳入歳出決算は原案通り認定すべきものと決定いたしました。

よって、議員各位の御賛同よろしくをお願いいたします。

以上報告です。

議長（森田 瞳） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより認定第1号を採決します、本案に対する委員長の報告は認定です。
認定第1号は委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） はい、お座りください。
起立全員です、よって、認定第1号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第2特別会計等決算審査特別委員会委員長報告を議題といたし

ます。

去る３日の本会議において、認定第２号平成２６年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから、認定第７号平成２６年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの６案件を、特別会計決算審査特別委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

議長（森田 瞳） 特別会計等決算審査特別委員会委員長 田中委員長。

９番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中委員長。

（９番田中幹男議員 登壇）

９番（田中幹男） おはようございます、９番田中幹男でございます。

特別会計等決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会は、９月３日に開会されました、本会議にいきまして、委員８名をもって設置され、認定第２号から第７号までの特別会計等決算の認定についての審査を付託されたものであります。

去る９月８日行われました特別会計決算審査特別委員会の委員長報告を申し上げます。

まず第２号、平成２６年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。全員出席のもと、理事者側から決算概要と歳入について説明を頂き、質疑に入っております。

歳出についても説明を頂き、質疑を行いました。

２６年度は予算現額、１０億１，１２６万５，０００円で、決算額は、歳入、８億９，５６８万４，６０２円、歳出は、９億３４５万７，６６９円で、差額７，７７０万３，０６７円は翌年度繰上充用金をもって補てんされております。

委員からは、平成３０年度からの県単位の再編に向けて、行政の認識を問う質問を出され、質疑の結果、全員賛成で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に認定第３号、平成２６年度安堵町住宅新築資金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。予算現額３，３３７万２，０００円で、決算額は、歳入８１３万１，１２３円、歳出は、３，３３３万３，９９７円となっており、

歳入歳出差引額はマイナスの、2,520万2,874円で、実質収支額のマイナス2,520万2,874円は、翌年度繰上充用金をもって補てんされます。

質疑の結果、全員賛成で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に認定第4号、平成26年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算現額2億7,294万8,000円で、決算額は歳入歳出とも同額の2億4,464万3,839円となっております。

整備率は、大きくは笠目地域の56%を残すのみとなっております。

委員からは、笠目地域の残りの地域の見通しや、東安堵地域の水洗化率14.4%が極めて低いことから、町の姿勢を問う意見も出されており、質疑の結果全員の賛成で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に認定第5号、平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてであります。予算現額6億2,488万9,000円に対し、決算額は、歳入6億2,578万9,461円、歳出は、6億2,083万1,244円となっており、歳入歳出差引額は、495万9,337円で、実質収支額は、495万9,337円の黒字となっております。

質疑の結果、全員賛成で当委員会として認定すべきものと決しました。

次に認定第6号、平成26年度安堵町後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

予算現額、7,940万円に対し、決算額は、歳入7,454万2,810円、歳出は7,442万4,910円となっており、歳入歳出差引額は、11万7,900円で、実質収支額は、11万7,900円の黒字となっております。

質疑の結果、当委員会として認定すべきものと決しました。

最後に認定第7号、平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の可決及び認定についてであります。平成26年度末給水人口は、6,744人、給水戸数は、2,513戸となっております。

給水人口は、77人の減少、給水戸数は7戸の増加となっており、年間総配水量は、73万4,650m³であり、年間有収水量は、67万9,809m³で、前年度対比では、3.7%の減少となっております。

県営水道の受水量は33万m³であります。

まず一つ、収益収支では、決算額は、収入1億8,870万5,649円で、支出は1億8,839万2,150円となりました。

前年度対比収入では、1,687万3,111円の増加、支出では3,090万5,465円の増加となっております。

二つ、資本的収支では、決算額は、収入が728万6,436円であり、支出

は、4, 106万689円となりました。

前年度対比収入で、701万4, 745円の増加、支出で19万1, 143円の減額となっております。

質疑の結果、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

平成27年9月14日報告

安堵町議会議長 森田 瞳 様

特別会計等決算審査特別委員会委員長 田中幹男

これを持ちまして、特別会計等決算審査特別委員会委員長報告を終わります。
ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これより認定第2号平成26年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算から認定第7号平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、6案件の特別会計等決算審査を付託しております、このことに付しまして採決は個々に行います、質疑そして討論は、一括いたしますので御了承願います。

議長（森田 瞳） それでは、ただ今報告を受けました田中委員長の報告の通り、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

それでは討論に入ります、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより認定第2号平成26年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、認定第2号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第3号平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） はい、起立全員です、お座りください。

よって、認定第3号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第4号平成26年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） はい、起立全員です、お座りください。

よって、認定第4号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第5号平成26年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） はい、起立全員です、お座りください。

よって、認定第5号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第6号平成26年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） はい、起立全員です、お座りください。

よって、認定第6号は委員長の報告の通り認定されました。

議長（森田 瞳） これより認定第7号平成26年度安堵町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。

認定第7号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です、お座りください。

よって、認定第7号は委員長の報告の通り原案可決及び認定されました。

議長（森田 瞳） 日程第3総務産業建設常任委員会委員長報告を議題といたします。

去る3日の本会議において、議案第4号安堵町防災会議条例の一部を改正する条例についてを総務産業建設常任委員会に付託いたしました、委員長の報告を求めます。

議長（森田 瞳） 総務産業建設常任委員会委員長 植田委員長。

7 番（植田英和） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、植田委員長。

（7 番植田英和議員 登壇）

7 番（植田英和） おはようございます、7 番植田英和です。

総務産業建設常任委員会委員長報告

本委員会に付託された議案、審査の結果は次の通り決定しましたので、会議規則第71条の規定により報告いたします。

総務産業建設常任委員会における審査の結果、経過並びに結果について報告いたします。

当委員会、去る3日本会議に付託のありました議案審査にあたるために、9日当委員会を開催いたしました。

まず、理事者側から付託案件について説明を受けた後、質疑に入り審査を尽くしました結果、議案第4号安堵町防災条例の一部改正する条例については、採決の結果賛成者全員で、原案通り可決すべきもの決定しました。

以上、総務産業常任委員会審査報告を終わります。

議長（森田 瞳） はい、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑を終わります、質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第4号安堵町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

議案第4号は、委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 全員です、お座りください。

よって、議案第4号は、委員長の報告の通り原案通り可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第4文教厚生常任委員会委員長報告を議題といたします。

去る3日の本会議において、議案第6号安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例についてを、文教厚生常任委員会に付託いたしました。

委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 浅野委員長。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野委員長。

(2番浅野 勉議員 登壇)

2番（浅野 勉） おはようございます。

安堵町議会議長 森田 瞳 殿

文教厚生常任委員会委員長 浅野 勉

文教厚生常任委員会報告書

本委員会で、所轄事務の調査を実施しましたので、別紙の通り会議規則第71条の規定により報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会に付託された案件について、審査した結果を報告いたします。

去る9月3日の本会議で付託されました案件の審査にあたるため、9月9日に当委員会を開催いたしました。

まず、担当課長から付託案件について趣旨目的の説明を受けた後、質疑に入り、各委員より活発に質疑がありました。

小学校の保護者全員による記名アンケートを取った結果による、今回の条例の一部改正であります。

将来的には同じ町内の施設であるので、同じように時間延長の検討をして頂きたいという意見が多く出されました。

慎重審議をし採決した結果、常任委員会は、全会一致で議案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査結果を終わります。

議長（森田 瞳） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます、質疑を終わります。
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。
これより議案第6号安堵町放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
この採決は起立によって行います。
議案第6号は委員長の報告の通り決定する事に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 全員です、お座りください。
よって、議案第6号は委員長の報告のとおり、原案通り可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第5議案第9号平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） おはようございます、総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号平成27年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目理由といたしまして、国の地域経済循環創造事業交付金を活用した、旧富本憲吉記念館再生事業の、補助金交付に係る経費を補正するものです。

本事業は、事業計画を基に、産金官が連携し地域創生に取り組むもので、国の地域経済循環創造事業交付金が採択されましたので、本議会に補正予算を上程するものでございます。

二つ目といたしまして、住民税個人分還付金及び法人分還付金におきまして、法人の決算申告により還付金に不足が生じたため、また、住民税個人分においても還付金に不足が見込まれるため、これに要する経費の増額補正でございます。

これによりまして、歳入歳出それぞれ、4千410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、30億3千907万円といたします。

それでは詳細に付きまして、補正予算書によりご説明させていただきます。

補正予算書の7頁を御覧ください。

歳出についてでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目4企画費におきまして、地域経済循環創造事業交付金として、4千350万円の増額補正。

この財源といたしましては、国庫補助3千150万円残り1千200万円につきましては、基金繰入金を充てさせていただきます。

つづきまして、同款、項2徴税费、目2賦課徴収費におきまして、住民税個人分還付金及び法人分還付金等として、60万円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、繰越金を充てさせていただきます。

つぎに、1頁戻っていただきまして、6頁をお願いいたします。

歳入についてでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金で、地域経済循環創造事業交付金として、3千150万円の増額補正でございます。

つづきまして、款17繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、60万円の増額補正でございます。

つづきまして、款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金におきまして、文化振興基金繰入金として、1 千 2 0 0 万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

(議案書の朗読)

つづきまして、補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

(補正予算書の朗読)

次の頁以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます、御審議、御可決のほどよろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号平成 27 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について、を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定する事に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長（森田 瞳） 起立全員です。

お座りください。

よって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第6 一般質問を行います。

一般質問をする方を申し上げます。

- 10 番 福井保夫議員
- 1 番 増井敬史議員
- 8 番 岡田裕明議員
- 2 番 浅野 勉議員
- 9 番 田中幹男議員
- 5 番 島田正芳議員
- 3 番 大星成司議員

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は、答弁を含めて40分といたします。

なお、説明を申しあげました順番は、説明を申しあげましたうち、増井議員の質問内容、4番目の安堵町子ども子育て支援事業計画について、本日午前一般質問通告の取り下げがございました。

理由といたしまして、条例一部改正に伴います常任委員会での協議をなされたこと、を理由で取り下げをされております。

もうあと一人、大星成司議員から一般質問の取り下げ、同じく今日本日提出ございました。

内容は、人権問題に関する行政の取り組みについてを予定されておりましたですけれども、担当課において協議済みなされておりますので、この件に関しましては、取り下げということで処理いたします。

議長（森田 瞳） それでは、一般質問に入ります。

10 番福井保夫議員の一般質問を許します。

10 番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井保夫議員。

（10 番福井保夫議員 登壇）

10 番（福井保夫） 10 番福井保夫です。

まず、2つあります。

1 番目に、給食費について。

埼玉県北本市で3ヶ月の未納総額、180万円という事案がありましたが、安堵保育園、小学校、中学校の給食費の徴収状況について伺います。

2番目に、いじめ問題について。

岩手県矢巾町の中学2年の男子生徒がいじめを苦に自殺したとみられる問題がありましたが、安堵町中学校、小学校では、いじめに関する定期調査、アンケート等いじめ防止対策はされていますか伺います。

以上2点でございます。

議長（森田 瞳） 1番目給食費についての答弁を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます、教育長の楮山でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、福井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

給食費の徴収状況でございますが、保育園につきましては、住民課、小中学校につきましては教育委員会が所管をしておりますが、まとめて私のほうから、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、他県におきまして給食費の未納事案があり、本町におきましても、御心配をおかけしているところでございます。

まず、安堵保育園につきましては、保育の一貫として給食を実施しておりますので、保育の必要経費の中に含まれております。

したがいまして、給食費としての、別に徴収するということは致しておりません。

次に安堵小学校、安堵中学校につきましては、学校給食法の規定に基づき、給食費を徴収しておりますが、現在のところ未納事案となっているものはございません。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） まああの、保育園につきましては、保育料の徴収をしっかりといただき、中学校におきましては、ここで始まったところですので、まああの今後も未納のないようにしっかりやっていただきたいと思います。

まああの個人的にいろいろ事情もあるかもしれませんが、正直者が馬鹿をみないように、きちっと徴収のほうをお願いしたいと思います。

以上で給食費については終わります。

議長（森田 瞳） つづいて、いじめ問題についてどうぞ。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、楮山教育長。

教育長（楮山素伸） それでは自席より答弁をさせていただきます。

福井議員のご質問についてお答えをいたします。

いじめ問題についてでございますが、平成24年7月に、大津市で起こったいじめによる中学生の自殺事件を受けて、翌25年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、各地域、学校において基本方針の策定や、組織の設置が求められたところであります。

安堵町では、これに先駆けて、平成24年9月には、安堵町いじめ問題対策マニュアルを作成し、町立学校に対しいじめの防止、早期発見、迅速な対応に向けた具体的な対策を指示指導してまいりました。

また、昨年度には、小中学校共に、いじめ防止基本方針を策定し、アンケート等によるいじめの把握に努めると共に、いじめが発覚した場合の組織的な対応、そして、なによりも、いじめを見逃さない学級経営や、道徳教育にも力を入れているところです。

ただ、今回の岩手県矢巾町の事件については、一部報道によりますと、いじめ防止対策推進法に基づいた制度の運用が形骸化しているという指摘もあります。

本町においても、マニュアルや基本方針の運用状況について、再点検をすると共に、教職員に対しても、いじめはいつ起こるかもしれないという危機意識をもって、早期発見と、迅速なかつ組織的な対応が出来るよう、指導に務めると共に、4月から始まりました、新教育委員会制度のもと、今後も関係課との連携を蜜にしていまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、福井議員。

10番（福井保夫） あのまあ、矢巾町の事件ですが、まああの、いろんな横領事件においても、担当者が人を踏み込ませない、というような状況で発覚したときは、額が大きくなっていると、いうようなことも考え、今回のいじめ問題においても、先生の一步踏み込んだチェック等をしていただき、ことが大きくならないようにしていただきたいと思います。

まああの、安堵町は生徒数も少なく、教育委員会、先生方全員でいじめ問題、自殺等起きないように今後も努力していただきたいと思います。

まあその、チェックを見落としたようなということでちょっと矢巾町のは起きたような気がしますので、そういうところもきちっと教育長にはお願いしたいと思います。

以上でいじめ問題について終わり、10番私の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） 10番福井議員の一般質問終わります。

議長（森田 瞳） つづきまして、1番増井議員の一般質問を許します。

1番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

（1番増井敬史議員 登壇）

1番（増井敬史） おはようございます、1番増井敬史でございます。

よろしくお願いいたします。

今回もまず、人口減少問題に関する質問です。

まず第1番目に、町の将来人口の目標数についてです。

安堵町の人口は平成10年10月の9千45人をピークに、平成26年を除き毎年減少しております。

第4次安堵町総合計画の基本構想の町の将来人口の目標数値が、平成22年8

千３０人で、平成３３年７千６００人となっておりますが、平成２７年９月１日現在既に７千６６４人となっております。

平成３３年にはおよそ７千２００人になると推計されると思いますが、どのような政策を考えるのか、考えておられるのかお伺いいたします。

２番目に、２０１４年５月に、元総務大臣の増田寛哉氏が座長を務める、日本創生会議（人口減少問題分科会）が全国の約１，７００の地方自治体のうち、約半数の約８９６の市町村が消滅する可能性があるという指摘され、大きな反響があったことはご存知のことと思います。

その中で、安堵町は奈良県の３９地域のうち、１２番目に消滅可能性が高いという結果が出ています。

２０１０年の人口７千９２９人が、２０４０年には５千８５人となり、３５．８６％減少すると推計されています。

この危機的な状況をどのように認識され、施策を考えておられるのかお伺いいたします。

３番目に、これまでの定住促進による定住人口増加策は、どのように実施されており、その実績についてお伺いいたします。

４番目の質問は、取り下げさせていただきましたので、５番目の当町の地方創生の取り組みについてお伺いいたします。

年内の策定を目指す奈良県の地方創生総合戦略の骨子には、基本目標に、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの３本柱を掲げ、健やかに過ごせる地域づくりで、健康寿命日本一を目指す、奈良での仕事の場の創生で企業家を発掘、支援するなどの具体的な方向は示されたと聞いております。

安堵町におきましては、地方創生につきまして、どのように取り組まれておられるのかお伺いいたします。

最後の６番目ですが、農業振興地域の一部解除についてお伺いいたします。

地方創生の取り組みに関連しますが、安堵町は町の全域が農業振興地域に指定されており、農用地が町の総面積の約５０％となっております。

この農業振興地域は、市街化調整区域に指定されており、市街化が抑制され、農家の住宅等の限られた用途以外、建物が建てられないように規制されています。

農家でないために、土地を購入しても家を建てられなかったり、息子さんの家を近所に建てようとしても許可されなかったりした例を聞いております。

これからの町づくりを考える上でこの農業振興地域の一部解除と、市街化調整区域から、市街化区域への用途変更をして、開発を進めるべきではないかと考えています。

いわゆる、線引きの見直しについて、町はどのように考えておられるのかお伺

いいいたします。

以上です。

議長（森田 瞳） 安堵町の将来人口、定住人口の目標数について答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、増井議員の1つ目のご質問、町の将来人口定住人口の目標数値について、お答えをいたします。

第4次安堵町総合計画の定住人口の目標数値につきましては、合計特殊出生率などの自然動態による人口変動いわゆるコーホート方式では人口減少の幅が大きくなりますが、社会動態を促進し、人口減少を緩和させるための基本計画として、地域公共交通を確立するために廃止となっておりました路線バスの復活と、西名阪スマートインターチェンジの開通による交通アクセスの確保、企業誘致による産業の振興と雇用の促進などの施策を盛り込み、まず交流人口を増加させることで地域を活性化させ、元気な町づくりを目指し、将来的に定住人口の増加に繋がるよう、緩やかな期待値として設定をいたしました。

増井議員ご指摘のとおり、平成33年の将来人口は、目標値を下回ると推計されますが、後の質問で答弁を予定しておりますが、人口減少対策として、地方創生に取り組むべく、平成27年度中に人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を予定しております。

また、平成28年度中には、第4次安堵町総合計画の将来像を実現するための、具体的な施策の方向性を示す、平成29年から33年までを計画期間とする、5ヶ年の後期基本計画の策定を予定しているところでございます。

まとめましたら、ご報告申し上げたいと存じます。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） 配付しております、住民課で作成していただきました、安堵町の人口変動のグラフですが、議員活動における資料の提供についてという依頼書を提出しまして、資料の提供をお願いして安堵町の総合と人口のグラフを作成していただきました。

平成11年から平成27年1月1日現在のデータで、平成33年までにつきましては、平均値で推計して私がグラフを作成しております。

安堵町では、平成10年以前の人口の、総人口のデータがないと聞きましたが、なぜないのでしょうか、そして、最初に依頼したのは平成元年から平成27年までの資料を依頼したのですが、国勢調査等のデータもないのでしょうか。

また、平成26年を除き平成11年から連続して、平成27年まで人口は減少しております。原因は自然減と社会減があると思うのですが、どのように認識されているのでしょうか。

また、合計特殊出生率は、2.07で人口が現状維持となるそうですが、2017年、いや2013年の奈良県の合計特殊出生率は1.31となっており、全国値の1.43を下回っております。

安堵町の合計特殊出生率はいくらになっているのでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 答弁求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 自席より失礼いたします。

ただ今増井議員ご質問のありましたデータ数値のお答えに付きましては、ちょっとあの、今ご質問の数値をお持ちしておりませんが、最終の合計特殊出生率の平成25年の安堵町の数値手元にもっておりますので、お答えのほういたします。

安堵町では、1.10になっておりまして、平成24年は1.43でしたが、平成25年は少しガクッと下がりまして1.10ということです。

で、平成26年はまだちょっと数値としてあの手元に持ち合わせておりません。

以上でございます。

議長（森田 瞳） あの、いろいろの内容について、増井議員から、あの答弁を求めら

れておりますけども、そのへんについて住民課長も若干触れられております。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） 住民課長。

住民課長（堀川雅央） すみません、自席から失礼いたします。

10年以前の分のデータがないということを御指摘いただいておりますけども、文書の保存年限が切れておるもので、手元にデータがございません、以上でございます。

それと、もう1点、え、国調人口の部分でございますけども、国調のデータに関しましては、総務省のほうのホームページから引っ張ってくることが出来ると思いますので、もう一度ご確認の程よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 増井議員、どうぞ。

1番（増井敬史） はい、議長、続きまして、分からない部分もあろうかと思いますが、増田レポートについてご質問させていただきます。

配付しております、増田寛哉氏編著の地方消滅の全国市区町村別人口推計によりますと、20歳から39歳の若年女性の人口減少が奈良県の39地域の内ワースト12位になっております。

1位の川上村から10位の御杖村まで奈良県の南部や東部の山間部の町村でありまして、平野部の町で11位上牧町、12位安堵町となっております。

つまり過疎化の進んでいる吉野町等の山間部の町を除きまして、平野部でワースト2位となっており、大変危惧される状況だと考えております。

その点につきましてどのように認識されているのか、また、どのように政策を考ええておられるのかお伺ひしたいと思います。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 自席より失礼いたします。

増井議員のご質問にお答えいたします。

日本創生会議が、現在の、現在と同程度の地方からの人口流出、順移動数が今後も終息しないという独自の仮定を基に将来推計を行ったところ、２０４０年には全国の約半数の８９６市町村が消滅の可能性があるとして発表されました。

この人口減少の要因は人口の再生産力を示す２０歳から３９歳の若年女性の減少と、地方からの大都市圏への若者への流出、この２点とされております。

消滅可能性都市の定義は、２０歳から３９歳の若年女性人口が、５割以下に減少する市町村を指し、現状の出生率１．４が続くと概ね３０から４０年後には現在の５割に減少すると試算されているものでございます。

一方、同会議は、希望的出生率を１．８として１０年後の２０２５年に出生率１．８に好転し、２０年後に、２０年後の２０３５年に２．１が実現すれば、日本の人口は１億人弱で安定し、高齢化率も抑制できると分析をしています。

増田レポートが公表される前から、少子高齢化により人口減少問題はクローズアップされておまして、特に過疎地域においては、過去も現在も人口減少という現実と向き合い、特に、えあ、様々な対策が講じられております。

このレポートの反響、地方消滅というショックが危機意識を醸成し、地方創生への期待の表れとなったと考えております。

当町も含め消滅の可能性が高い市町村については、人口減少問題に対して改めて真剣に取り組む必要があると承知をしているところでございます。

この日本創生会議の提言がきっかけで、国は平成２６年９月にまち・ひと・しごと創生本部を設置し、平成２６年１２月２７日に人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後５ヶ年の目標や施策の基本的な方針をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定し地方創生に総合的に取り組むこととしています。

この要請を受け、当町におきましても、本年２月２日安堵町地方創生本部を設置し、３月議会定例会におきまして、先行して実施する事業の補正予算を可決いただいたところでございます。

人口ビジョン及び地方版総合戦略にあたりましては、平成２７年度中の策定を目指し、住民の意識に、あ意識調査のアンケート集計がまもなく終わり、その素案を基に、産官学金労で構成された委員会を立ち上げ、審議を進めてまいる予定でございます。

また、なお、本議会でただ今可決いただきました、旧富本憲吉記念館再生事業は、正に地方創生の第一歩と考えているところでございます。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） これまでも、次の定住促進施策についての質問ですが、これまでも、定住促進施策を実施されていると思いますが、実際に安堵町の人口が当初計画より下回っていることに関しましてどのように認識されているのでしょうか。
また、一例として、リフォーム費用の補助制度の取り組みが有効ではないかと私自身考えておりますが、どのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） 自席で失礼いたします。

増井議員の定住人口増加策、方策についてのご質問でございしますが、これまでの定住促進の取り組みといたしまして、当町といたしましては、町内の生産年齢人口の維持及び増加を図り、活力ある町づくりの推進を目標に、第1弾といたしまして、平成25年4月1日以降町内の民間賃貸住宅に転入転居され、新しく別に形成される世帯に対しまして、家賃の一部を補助する制度を導入しております。

補助対象世帯は、世帯主または世帯員の中に生産年齢人口の年齢層に属されまして、かつ住民税の所得割が課税されていることが対象要件となっております。ただし、単身世帯は対象外としています。

なお、補助金額は1世帯あたり月額1万円で、30ヶ月を上限としております。

平成25年では、対象件数21件、補助金額144万円、平成26年度では対象件数27件、補助金額234万円となっております。

次に第2弾といたしまして、50歳以下の若いファミリー層を町内に呼び込み、地域の活性化をはかることを目的に、マイフォームを取得する世帯に固定資産税の課税免除制度を開始しております。

制度の内容は、平成27年1月2日から平成32年1月1日までの5年間に新築、中古にかかわらず50歳以下の住民で住宅を取得した土地に課税する固定資産税を3年間免除するものです。

課税年度が1月1日基準でありますので、実績としましては、来年平成28年度より数値が現れると思います。

また、中古住宅も制度適用要件の対象としたことで、現在深刻化しております空き家の利活用にも展開できるものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） はい、え、すみません、あの、リフォーム費用の補助制度につきまして、取り組みするということは、あの、私自身あの、直接的にですね、家主さんも入居者さんも、あの実際の取り組みが有効ではないかと考えておる次第ですが、その点につきましてはどのようにお考えでしょうか。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） ただ今のリフォームについての補助事業ですが、あの今現時点では、あの制度として考えておりません。
以上です。

議長（森田 瞳） 増井議員。

1 番（増井敬史） 議長。

え、つづきまして、安堵町の地方創生の取り組みについてですが、荒井奈良県知事は企業誘致をして雇用の創出をするのが重要でると考えておるよう、おられるようですが、その点につきましてどのように施策を考えておられるのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） ただ今のご質問と、それから先ほどの、え、県知事県の制度についてと合わせてお答えのほうさせていただきたいと思います。

当町の地方創生の取り組みについてでございますが、国は平成26年12月27日に人口の現状と、将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向性を指示する、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5ヶ年の目標や施策の基本的な方針をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定し、地方創生に総合的に取り組むこととしています。

地方創生については、国と地方が一体となり、中長期視点に立って取り組む必要があります、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、各自治体自ら客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの処方せんを示すもので、各自治体が自主性主体性を発揮し、地域の実情に沿って地域性のあるものとする事が重要であり、また、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定にあたっては、産官学金労で構成する推進で審議するなど、広く関係者の意見が反映されるようにする事が重要であるとされています。

県でも、国と蜜に連携しながら、平成26年6月には奈良モデル方式で、市町村支援を地道に進めていくと、考えを知事自ら示され、同年8月19日にはまち・ひと・創生本部を設置されました。

当町におきましても、平成27年2月2日に安堵町地方創生本部を設置し、人口ビジョン及び地方版総合戦略の平成27年中の策定を目指し、推進審議を進めているところでございます。

この一例といたしまして、奈良モデルに関しましては、平成26年奈良県財政健全化支援事業を活用いたしております。

また、平成27年度につきましては、市町村子ども子育て支援事業計画の円滑な推進への支援、それから、保健士のネットワーク強化推進、西和医療センターを中心とする地域包括ケアシステムの構築、ゴミ処理広域化に係る施設整備などの連携実施で進んでおります。

企業誘致につきましては、同じく奈良モデルを通じて今後進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） はい、増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます。

つづきまして、最後の農業振興地域の一部解除につきまして、よろしく願いいたします。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

（堀口産業建設課長 登壇）

産業建設課長（堀口善友） 失礼します、産業建設課堀口でございます。

ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず議員のご質問の中で、町の全域が農業振興地域に指定されてるとございますが、実際は町の市街化調整区域内の農地が農業振興地域に指定されていることを申し添えます。

確かに議員仰せのとおり、都市計画の用途地域の見直しを行って、市街化調整区域を市街化に編入し、宅地を増やせば定住人口の増加に繋がるものと考えます。

しかし、農業中心とした生活を営む方も多く、農地の宅地並み課税等税制上の問題もあり、地域住民の理解を得ることは出来ないと思われま。

宅地開発や、土地区画整理等は、本町の人口増に大きな手立てではございますが、これらは地域が一体となって、そうした気宇が高まり、一致団結する事が出来れば線引きの見直しも視野に入ってくるべきものと考えます。

本町の定住人口の増加対策として、先の総合政策課長答弁にもありましたように、一定の条件はございますが、家賃補助や、固定資産税の軽減対策を実施いたしておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

1 番（増井敬史） はい、議長。

議長（森田 瞳） 増井議員。

1 番（増井敬史） ありがとうございます、私の質問は以上でございます、ありがとうございます。

議長（森田 瞳） 増井議員の一般質問がこれで終わりました。

議長（森田 瞳） ただ今 11 時 11 分でございます。

11 時 20 分まで休憩いたします。

議長（森田 瞳） 引き続き再開いたします。
つづいて8番岡田議員の一般質問を許します。

8番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田議員。

（8番岡田裕明議員 登壇）

8番（岡田裕明） 8番岡田裕明でございます。
コミュニティバスについてご質問いたします。
コミュニティバスの現在の利用状況及び今後の運行見通しについて新たな展望をお考えかどうか伺いいたします。
以上です。

議長（森田 瞳） コミュニティバス答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 総務課の近藤でございます。
それでは岡田議員の御質問にお答えいたします。
既に平成27年6月議会の増井議員の一般質問において、本年3月のコミュニティバス再編後の利用状況について4月5月期の利用状況が再編前、前年同月比に対比約2倍に増えているとお答えいたしました。
また、本議会の初日町長の挨拶にもありましたように、さらに利用は着実に増え、6、7月期は同じく約2.4倍を記録しております。
ちなみに6月は1,486人、7月は1,569人でございます。
ただ今の利用状況からして、今回の路線の変更等料金システムの奈良交通バスとの調整は乗客にとってより利便性が向上したものと考えております。
今後も利用状況や、利用者の皆様方のご意見を参考にしながら、利便性向上に繋げてまいりたいと考えております。
以上でございます。

8 番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田議員。

8 番（岡田裕明） はい、ありがとうございます。

6 月 7 月期それ以降も倍増してるということで結構なことだと思いますが、ですね、年間約 2 千万円程度の赤字が出ていたということも伺っております。

そこで、私の意見でもありますし、2、3の方がおっしゃってるのを聞いておりますと、あんなに大きなバスではなくて、5名程度のミニバンを使ってね、を走らすという方法もあるのではないかという意見もあります。

え、今後この点に関しては、どのように考えておられるか、ご意見があればお伺いしたいと思います。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在定期乗り合いバスというような形で運行しております。

経費に付きましても、経費がかかっているということでございますが、どこでも大変厳しいと聞き及んでおります。

収支のバランスが悪い民間バスは撤退しておるというふうなことでございます。

え、経費につき、まず空白地域が出来ることによって、町の発展の妨げになるという判断で、コミュニティバスの運行を行っておるところでございます。

また、議員ご指摘の費用につきましては、運行に必要な経費と考えております。

また、小さいバス等のお言葉でございます、現在奈良交通のバスを運用しながら、定時路線、一般的路線バスというような形でしておりますので、現在のところ小さいバスでの運行というのはちょっと考えておりません。

以上でございます。

8 番（岡田裕明） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、岡田議員。

8 番（岡田裕明） はい、ありがとうございました。

よく分かりました、今後共住民の皆さんのために、また努力していただきますようよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 岡田議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） つづきまして、浅野議員の一般質問を許します。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

（2 番浅野 勉議員 登壇）

2 番（浅野 勉） 議席番号 2 番浅野 勉でございます。

本日の質問事項、マイナンバー制度の概要と安堵町における個人情報の安全管理対策について。

マイナンバー、社会保障と税番号制度が 10 月に施行されますが、

1、この制度の概要と、2、安堵町における個人情報保護に対する安堵町管理対策について伺います。

以上です。

議長（森田 瞳） マイナンバー制度の概要と、安堵町における個人情報の安全管理対策について答弁を求めます。

最初にマイナンバー制度の概要について答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

浅野議員のご質問の一つ目のご質問、制度の概要についてでございますが、マイナンバーは住民票を有する全ての方に、一人ひとり異なる一人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で、効率的に情報を管理し、複数の機関が管理する個人情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤となります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、様々なメリットをもたらします。

期待される効果としては、大きく3つ上げられます。

1つ目は、公平公正な社会の実現として、所得や他の行政サービスの受給が把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや、不正な受給の防止に役立ちます。

2つ目は、国民の利便性の向上として、申請時の添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。

3つ目は、行政の効率化として、様々な情報の照合などに要している、時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携が進み、作業の重複等の無駄な削減がされるようになります。

このような趣旨目的により、国民生活を支える社会的基盤として、社会保障税番号制度が導入され、平成27年10月より住民票を有する全ての方に12桁のマイナンバー個人番号の通知カードが送付されます。

マイナンバーは、一生使うものであり、住所が変わっても変わりませんので大切に保管する必要があります。

また、平成28年1月より、社会保障税災害対策などの行政手続きでのマイナンバーの利用が開始され、申請者への個人番号カードの交付も始まる予定でございます。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） ただ今御説明をいただきましたように、当制度は、公平公正な社会保障の受益と、納税義務の実現を目指すものです。

また、国民の行政手続きの利便性と、行政業務の効率化を図る3つの効果が期待されます。

当制度の流用性がさらに住民に広がるように、今後も啓発活動を行っていただくをお願いいたします。

では、2問目の御答弁をよろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） つづきまして、個人情報の安全管理対策について、答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） 浅野議員のご質問の安堵町における個人情報保護に対する安全管理対策についてお答えいたします。

システム面において安堵町では、住民記録や、税等を取り扱い基幹業務システムと、インターネットとを接続する必要がある情報系システムの2つの系統がございます。

今回の番号制度で、特に注意が必要なシステムは、基幹業務システムということになりますが、このシステムは現在情報系システムと物理的に別のネットワークになっており、通常のインターネットには接続しておりません。

今後も、インターネットに接続する予定はありません。

したがいまして、基幹業務システムについては、コンピュータウィルスや、感染や、遠隔操作など乗っ取り、ハッキングによる情報漏えいはないものと考えております。

実際の運用面において、職員が業務に必要なでない個人情報を閲覧できないよう権限設定をしております。

また、システム操作の記録により、いつどこで誰がどのような処理を行ったかを残しているもので、万が一の際はこれにより原因究明をする事が出来るようにしております。

本町では、運用面での対策が重要であると考え、全職員に対し情報セキュリティ研修や、個人番号研修を数多く実施し、職員の資質向上、個人情報に対する意識の向上を図っているところでございます。

今後も、引き続き情報セキュリティ研修を実施するなど、安全管理に努めてまいります。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、どうぞ浅野議員。

2 番（浅野 勉） ただ今御説明がありましたように、物理的にシステムを 2 系統に分離し、情報管理をされるということですが、マスコミにありましたように、人員的なミスがありました年金機構のように、個人情報情報を情報系ネットワークに移して、取り扱うことは今後ありませんか、お願いいたします。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） 自席からお答えさせていただきます。

住民記録や、税情報といった個人情報データを情報系システムに移して作業を行うことはございません。

以上でございます。

2 番（浅野 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、浅野議員。

2 番（浅野 勉） 今後共、住民の個人情報保護のため、安堵町の厳正な管理体制の整備と構築に努められることをお願いいたしまして、本日の質問を終わります。
ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 以上で、2 番浅野議員の一般質問を終わります。

議長（森田 瞳） つづきまして、9 番田中議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

（9 番田中幹男議員 登壇）

9 番（田中幹男） 9 番田中幹男でございます。

私は今日 3 点にわたって質問をさせていただきます。

第1問、戦争法案と歴史認識についてであります。

まず、最初に歴史認識について、戦後日本は、ポツダム宣言を受け入れ、昭和27年のサンフランシスコ平和条約で世界に復帰する事が出来ております。

日本は9条のおかげ、70年間自衛隊員も一人も殺さず殺されずに来ました。

9条をいかす道こそ日本の生きる道だと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

2番目に、今国会で大問題になっておる戦争法案についてであります。

昨年政府は、集団的自衛権行使容認の閣議決定をしております。

本来、国会で発議し、国民投票で変えていくのが本来の筋であります。

今この戦争法案を国会に提出し、16日、17日にも決定をしようとしております。

私は安堵町の町づくりにおいても、平和であってこそ出来ることだと思っております。

そのために私は、この法案に反対をしております。

町長の見解をお聞きしたいと思います。

2問目、生活保護の住宅扶助が引き下げられた問題についてお伺いします。

7月から住宅扶助の引き下げが全国で行われております。

幸い安堵町では、変更なく今まで通りの施策が取られているというように聞いておりますが、詳しく現状と今後の対応についてお聞きをしたいと思います。

3問目、空き家対策についてでございます。

5月26日空き家対策を進める特別措置法が施行され、特定空き家の判断的基準を示した、市町向けのガイドラインが公表をされております。

当町でも100件近い空き家が今出ております。

中には、草ぼうぼうとして、防犯上もよくない状態の家が何件か見られます。

今後の、今の現状と、今後の対策についてお考えをお伺いをいたします。

どうぞよろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 戦争法案と歴史について、答弁を求めますが、今回の質問事項について、議会運営に関する申し合わせでございます、一般質問についての質問は、「町の一般事務に関し、執行者の所見や疑義について資するものとし、本町以外の権限外にわたる事務については質問できないものとする。」とされております。

このことをあらかじめ申し添えて答弁を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、歴史認識ということでございますが、戦後70年にわたり日本が戦争をする事なく、今日まで来られた大きな要因の一つは、日本国憲法第9条の戦争の放棄規定によるものとこれは認識をいたしております。

次に、戦争法案ということでございますが、町づくりは平和であってこそ、ということは私は十分に認識をいたしております。

戦争法案ということでございますが、我が国で戦争を行いたいという国民の方は誰もいないと考えます。

したがいまして、我が国の戦争の抑止力を高め、安全性を高めるための議論が、国政の場でより現実的な、そして、前向きな議論がなされることを希望し、それ以上の意見は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） ま、今年はその、戦後70年ということで、テレビであの戦争に関する番組が数多く放送をされております。

私は、私もま戦争を直接知らない世代です、ま、当然70年以上、70歳以上の人じゃなきゃ戦争には直接あってないわけで、記憶力から言えば、80歳くらいの人しか戦争の経験はないのだろうというふうに思います。

私は、あの、前から東京大空襲の関係のそういう団体にも入っておりまして、昭和20年の3月10日にアメリカの大空襲によって、一晩で10万人が亡くなるという、そういうことを知っております。

今回安堵の町議会でも、視察の、国会視察に行きますけども、正にその隅田川が舞台になっておるんですよ、浅草と向島をつなぐ言問橋という橋がありますけども、その状況で言うのは本当に悲惨ですよ、悲惨を通りこして表現できないくらいの状況です。

こういうことを本当に理解できるなら、誰でも私は戦争はしたくないという気持ちになると思います。

そうでなかったら、人間じゃないと思います。

そういう意味で、今回あえて国の問題であるかもしれないけども、人一人決めるのは私たち主権者である国民なんですよね、やっぱり国民がいろんな声を出していかなきゃいけない、ていうふうに私は思います。

もちろん、集団的自衛権行使するっていうのも、1つの大きな意見でしょう、であるならば、国会で発議をし、国民投票にかけるのが立憲主義である国である以上、当たり前なことだと私は思います。

この理屈が分からなかったら、もう、議員や役場の職員辞めたほうがいいと思います。

これが状況です、これを破ってるのが政府自民党なんですよ。

1番憲法を守んなきゃいけない立場の人間が、真っ先に破ってんのが、今の安倍政権であります。

そのことを申し添えてこの質問は終わりたいと思います。

つぎの質問よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） 今田中議員の発言中、本議会といたしまして、戦争の有無のことに
関しまして、記憶の中で職員、議員のは死んだほうがましだというような発言
がございました、

9番（田中幹男） いや、辞めたほうがいいって言った、死んだなんて言ってない。

議長（森田 瞳） あ、辞めたほうがいいと、このことに関しましてもちょっと由々し
き発言と議長として感じます、そこの部分的に削除する事に他の皆様方異議ご
ざいませんか。

（異議「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

それではその部分的に削除させていただきますので、田中議員よろしくお願いします。

議長（森田 瞳） つづいてどうぞ。

生活保護の住宅扶助引き下げについて答弁を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 住民課堀川でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の住宅扶助の見直しが図られた背景には、生活保護受給者世帯を対象にした、貧困ビジネスの是正が大きな要因となっていることは議員もご承知のことと存じます。

生活保護は、最低限度の生活を営むための権利を保障するための制度でありますので、各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす、民営借家等を一定程度確保し、出来るものとしつつ、近年の家賃物価の動向も踏まえた見直し、また、世帯人数によっても、住宅扶助の上限額の見直しが図られました。

その対応といたしましては、個人情報観点から、受給者本人が家主に家賃を基準額まで引き下げる交渉をする事となっています。

受給者からの要請により、福祉事務所として交渉に参加する事も可能となっています。

現在安堵町におきましては、転居された方、扶助費を減額された方はございません、以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ現状として、減額された家庭はないというお話でございますけれども、まあ今後共ですね、この問題については、まいろいろ事情もあるし、利用者の意思の問題もあるでしょう、まそのへんのことを大事にして進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

次にあの、第 3 問にお願いいたします。

議長（森田 瞳） はい、それではつづきまして、田中議員の質問の空き家対策につい

てを答弁を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（森田 瞳） 富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） 総合政策課富井でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、田中議員の空き家対策についての御質問にお答えいたします。

空き家対策を推進する特別措置法が、平成27年5月26日に完全施行され、防災、衛生、景観等の住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家については、判断基準により、特定空き家と認めたものについて、除去、修繕、立ち木、竹の伐採等それらの措置に関し、助言及び指導、勧告、命令が可能となり、所有者または管理者が是正措置に従わない場合は、行政代執行が可能となったことは承知をしております。

安堵町におきましては、平成26年から空き家の適正管理や、活用、賃貸あるいは売買の面で、もしくは老朽家屋の解体に至るまで、様々な相談に対応できる専門の空き家相談総合窓口として、国と県の後押しによる、よって開催しております、空き家コンシェルジュの積極的な利用を進め、早期対応を促してまいりました。

また、空き家の調査につきましては、平成26年7月の定例区長会で、定住促進、または、安全安心の町づくりの観点から、現状を把握するため、区長の皆様に空き家の現地調査を行っていただき、空き家件数につきましては、平成27年3月の議会で答弁をさせていただいております。

平成27年度の対策といたしましては、まず、空き家の適正管理や、活用に付きまして、空き家総合相談窓口の周知を固定資産税納付通知書に全戸同送し、また、広報誌5月号からは、毎月空き家の管理や活用について、Q&A方式で分かりやすくシリーズで掲載し、早期に管理や、活用の対応を周知しているところでございます。

さらに、来年2月27日土曜日には、住民対象に空き家セミナー及び空き家相談会を、カルチャーセンターで開催する予定としております。

このように空き家の適正管理を促し、迷惑空き家とならないよう、所有者の責任において、早期に計画し対応する啓発を保安または安全の面から最優先に実施しているところでございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） ま、今実態についてお話がありましたけれども、ま、そもそも、この空き家がなんでこれだけ多く増えてきたんでしょうかね。
それについて、意見があればお聞きしたいと思います。

議長（森田 瞳） はい、総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

え、あの、空き家が、あの、増加した理由の一つとしては、あの、高齢化によるものが、あの、主な要因となっておりまして、県といたしましても、あの、住宅地域に関する空き家が、あの、非常な問題ということで、あの、安全安心の面からも、あの、高齢化、え、高齢化人口減少をまずは大きく考え、それから、あの、住宅地の、あの、再構成についても考えていかねばならないというようなことの指針を県としても、あの、出しているところでございます。
あの、原因は、あの、高齢化による空き家増ということでございます。
以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） 今、高齢化によるのが1番大きいんじゃないかっていう話がありましたけども、やっぱりあの、お金の問題があるんじゃないかなって、私は思うわけですね。
一つはやっぱり、家を解体する費用が要ります。
当然300万くらいの金かかるわけです。
それから家を壊さないってのは、やっぱり固定資産税の問題も大きく立ちはだかっているっていうふうに思います。
更地にした場合、固定資産税が今よりだいたい6倍くらいに多くかかるのが実態です。
この辺の問題を解決していかないと、なかなかね、ほっといたが安く上がるわ

けです、簡単に言えば。

これが大きく立ちはだかっているのではないかな、ていうふうに思います。

それから、先日あの、奈良市の100年会館で言うところで、社会教育の集会があったんですが、そこで出てきたの、滋賀県の豊郷町って町があるんですがね、彦根市の隣の町であります。

一時、古い由緒ある小学校が、取り崩されそうになって、テレビでも大問題になった町であります。

そこではあの、そういう空き家をね、ま、言ってみれば安堵町と同じような、どんどん空き家が増えているというようなところですよ。

それでそういう空き家を利用して、いろんなコミュニティセンターとか、呑むところバーなんかも作ってね、その町づくり活かす取り組みがされておまして、そういう人が住まなくなった家を利用させていただいて、もう既に13軒が新しくそういうコミュニティの場所になっております。

そんなことも今後考えていく必要があるのかなと思いながら、その講習に参加してきましたけども、その辺についても、なんか見解があれば、お伺いしたいと思います。

議長（森田 瞳） はい、富井総合政策課長。

総合政策課長（富井文枝） え、ただ今の田中議員のご質問にお答えをいたします。

まず、平成27年の3月議会におきまして、安堵町の空き家の実態につきましてはお報告をさせていただきました。

あの、先ほど田中議員もあの、おっしゃっていただきましたように、数軒迷惑なところが見受けられるということでございますが、あの、幸いに安堵町としましては、あの活用できる、利活用できる空き家がほとんどでございます。

それで、あの、それでおりますので、あの、まずは、あの利活用できる、売買できる、または活用できる方向をに啓発させていただくのが26年、27年の、あの方向性でございます。

ただし、あの、先ほど田中議員がおっしゃいました、あの、空き家で、みんなが、あの、集い集まれるところの場所に、あの、してはどうかというご意見でございますが、あの、先ほど、え、補正予算の可決いただきました、旧富本憲吉記念館、迷惑空き家ではございませんが、少し空き家になっておりました、そこが新しく国費、そして町費のあの補助のもとに、あの、再生されるというのも、これもまた空き家の一つの活用方法の一つとして、安堵町が、あの、実行していくところでございます。

以上でございます。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、田中議員。

9 番（田中幹男） まあ、是非前向き検討して進めていってほしいと思います。
以上で質問終わります、ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 以上で9 番田中議員の一般質問を終わります。

議長（森田瞳） つづきまして5 番島田議員の一般質問を許します。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

（5 番島田正芳議員 登壇）

5 番（島田正芳） おはようございます、議席ナンバー5 番の島田正芳でございます。
私は一つだけ質問させていただきます。

小泉苑団地の溢水問題の早期解決に向けてということで、小泉苑団地の溢水問題は、過去からいろいろと解決に向かい議論されてきておりますが、未だに解決策が見出せません。

今までは、安堵町と地元椎木町水利組合との話し合いが、現状を中心として話し合いをされてきたので、平行線のまま、進展はありませんでした。

ここで、原点に戻り、現状の安堵町東安堵と、大和郡山市椎木町との土地の調査からはじめれば、少し違った部分で解決策の一部が見えてきて、現状より少しでも良くなる結果に出来るのではないかと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 小泉苑団地の溢水問題の早期解決に向けて、答弁を求めます。

産業建設課長（堀口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀口産業建設課長。

(堀口産業建設課長 登壇)

産業建設課長（堀口善友） ただ今の島田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の小泉苑問題につきましては、長年解決策に向けた話し合いを、町と椎木水利組合との間で行ってまいりましたが、島田議員のご質問にもありましたように、抜本的な解決策は見つからず、現在に至っております。

しかしながら、現状で対処できるものとして、側溝の修繕や、業者によるジェット水を利用した側溝清掃等を行っており、一定の成果は出ているものと考えております。

島田議員仰せの、土地の調査とは、底地の権利関係、つまり赤線、青線といわれる法廷外公共物を示すものと思われます。

議員ご提案の権利関係の調査も一つの方法かと思われますので、議員仰せのように今一度、古図も含め地籍図等の再調査を実施いたしたく考えております。

以上でございます。

5 番（島田正芳） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、島田議員。

5 番（島田正芳） ありがとうございます。

小泉苑団地住宅は、住宅造成規制法に基づいて許可されたところであり、50 年余り過ぎており、今なお溢水問題は前面解決見ておりません。

特に問題となっております、東側水路について、公図調査をやることで、東安堵のところにも水路、堤塘があり、郡山市椎木町と平行してあるということが分かると思います。

現在、水路は全て郡山市椎木町の水路であるかのように聞いておりますが、公図上が平行してあるということは、現状水路の半分、半分は安堵領になるのではないかと思います。

特に行政界においては、多々このようなことはあって、双方に水路が存在するという事で境界明示がなされておるということを聞き及んでおります。

これらと共に、造成前、造成後の航空写真、国土地理院及び安堵町が依頼してきた、航空写真業者が保管する等を精査すると、過去から水路は安堵町、大和郡山市双方にあり、一本の水路になって流れているということは、分かると思います。

調査等を行うことで、今まで表に表れてなかった部分が見えて、今の状況より

前に進めるものと思います。

是非調査を進めていただきますようによろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 5 番島田議員の一般質問を終わりました。

議長（森田 瞳） つづきまして、3 番大星議員の一般質問を許します。

3 番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、大星議員。

（3 番大星成司議員 登壇）

3 番（大星成司） 3 番大星成司でございます。

え、本日は防犯灯のLED取替え事業についてご質問させていただきたいと思
います。平成26年度から町内にある防犯灯を、LEDに取替えする事業が実
施されました。

現在の進行状況と今後の予定をお伺いしたいと思います。

それではよろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 防犯灯のLED取替え事業について答弁を求めます。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

（近藤総務課長 登壇）

総務課長（近藤善敬） それでは、大星議員のご質問にお答えいたします。

防犯灯LED更新事業は、町内に設置されている約700基の防犯灯が経年劣
化し、そのほとんどが更新の時期を向かえ、もしくは時期が経過していること
から、住民の皆様が安心して安全に暮らせるように、また、地域に負担してい
ただいております、電気料金の負担を、LEDに変えることで減らそうと、区長

会と協議調整し実施しております。

平成26年度においては、小泉苑、あつみ台、東安堵の3地区に設置の219基について更新を実施いたしました。

平成27年度においては、東安堵地区の一部と、残りの約500基の防犯灯について更新をする予定でございます。

以上でございます。

3番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、大星議員。

3番（大星成司） え、残りの設置につきまして、本年度から予算が組まれてるとお聞きしております。

え、今まで遅れている理由は何かあるのでしょうか。

総務課長（近藤善敬） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤総務課長。

総務課長（近藤善敬） え、自席からお答えいたします。

え、現在、え、更新の、え、契約を結ぶべく入札手続きを、今月中に実施する予定で進めております、以上でございます。

3番（大星成司） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、大星議員。

3番（大星成司） ありがとうございます。

一日でも早く設置できるよう、よろしくお願ひしたいと思っておりますので、どうぞお願ひします。

以上で質問終わらせていただきます。

議長（森田 瞳） 3番大星議員の質問を終わります。

議長（森田 瞳） 日程第7議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣については、会議規則第122条の規定により決定したいと思います。
内容御説明申し上げます。

議長（森田 瞳） 議員派遣について

本議会では地方自治法第100条第13項及び会議規則122条の規定により、
次の通り議員を派遣するものとする。

記

- 1 目的、遊水地予定でございます、事業の早期実現に向けて要望書の提出。
- 2 派遣場所、国土交通省本省
- 3 派遣期間、平成27年10月27日（火）
- 4 派遣議員、増井敬史、浅野 勉、大星成司、森田 瞳、島田正芳、中本幸一
植田英和、岡田裕明、田中幹男、福井保夫

二日目でございます。

- 1 目的、政治の現場に直に触れることにより、今後の議員活動において、能力等を養う。
 - 2 派遣場所、国会議事堂
 - 3 派遣期間、平成27年10月28日（水）
 - 4 派遣議員、先ほど申した派遣議員同様でございます。
- 以上でございます。

議長（森田 瞳） 以上で決定したいと思います。

皆様方これに御異議ございませんか。

（異議「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については決定いたします。

議長（森田 瞳） つぎに、日程第8総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長から委員会において、所管事務の事件について、

安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

総務産業建設常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に御異議ございませんか。

(異議「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のございました、閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長(森田 瞳) つぎに、日程第9文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会委員長から委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

文教厚生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に御異議ございませんか。

(異議「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のございました、閉会中の継続調査とする事に決定されました。

議長(森田 瞳) つぎに、日程第10議会運営委員会からの閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から委員会において、所管事務の事件について、安堵町議会会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に御異議
ございませんか。

(異議「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とする事に決定されまし
た。

議長(森田 瞳) つづいて、日程第11諸般の報告を行います。

議会からはございません。

理事者側から申し出がございませんが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) これで諸般の報告を終わります。

議長(森田 瞳) 本日の日程は、全部これで終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第3回定例会を閉会いたします。

皆様お疲れでございました。

閉 会
12時10分
